

新「道の駅むらやま」（仮称）
管理運営事業

設計者選定支援業務仕様書

令和6年12月

村 山 市

－ 目 次 －

第 1	設計者選定支援業務仕様書の位置付け……………	1
第 2	事業提案等調整業務 ……………	2
第 3	建築設計者審査支援業務 ……………	3
第 4	その他事項 ……………	4

第1 設計者選定支援業務仕様書の位置付け

本設計者選定支援業務仕様書は、本事業への応募を検討する者を対象に、業務受託者が行う設計者選定支援業務の仕様について示すものである。

第2 事業提案等調整業務

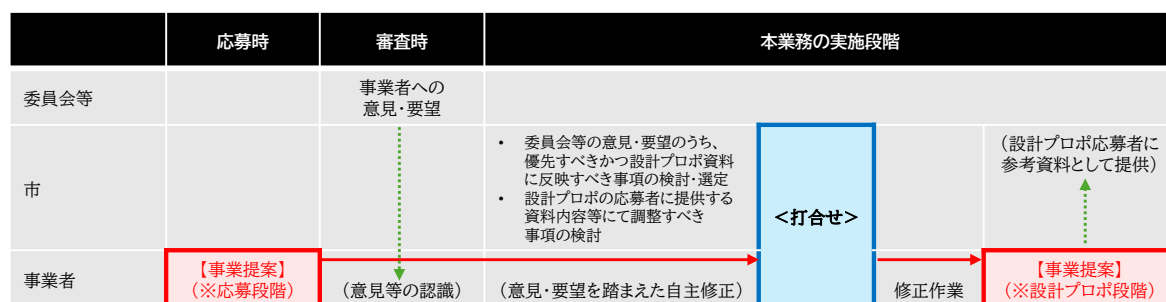
(1) 基本的事項

- ・本市が別途実施する建築設計業務に関する公募型プロポーザルにおいて、応募者に提供を予定する本事業の事業提案等について、本事業の審査委員会の意見等を踏まえた修正及び資料内容等の調整等を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

- ・業務受託者は、本市と協議のうえ、建築設計業務に関する公募型プロポーザルにおいて応募者に提供を予定する事業提案等について、本事業の審査委員会の意見等を踏まえた修正を行うこと。
- ・また、本市と協議の上で、応募者に提供する資料内容等の調整等を行うこと。
- ・その他、具体的な内容・方法は業務受託者の提案による。

＜事業提案等調整業務の作業フローのイメージ＞



第3 建築設計者審査支援業務

(1) 基本的事項

- ・設計支援業務にて、本事業の事業者と建築設計者間の円滑な協議が進められるように、本事業の事業者の立場から、本市が実施する建築設計者の提案審査等に対する支援等を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

- ・建築設計プロポーザルの二次審査で提出された提案様式のうち、本事業の設計支援業務において影響を与える可能性が高い提案内容について、本市にて受領した二次審査提供後、意見書としてとりまとめ、本市に提出する。
- ・具体的に、意見を求める予定の内容は以下のとおりであるが、建築設計プロポーダルにおける提案様式等が確定していないことから、最終的な内容は本市から提示する。

業務への取り組み方針	本事業の事業者との協議・調整方法等
施設機能の配置計画	屋内施設内のゾーニング・動線等

- ・建築設計プロポーザルの二次審査に関する審査委員会において、本事業の事業者の立場から、オブザーバーとして参加し、必要に応じて、審査委員からの質問等に応じること（審査委員ではないため、具体的な提案審査には参加しない）。
- ・その他、具体的な内容・方法は、本市と業務受託者の協議により、定める。

第4 その他事項

(1) 業務計画書の提出

- ・業務受託者は、設計者選定支援業務の実施にあたり、事業年度毎に、業務内容、業務工程等業務を適正に行うために必要な事項を記載した業務計画書を業務開始予定日までに作成し、本市の確認をとらなければならない。

(2) 打ち合わせ協議

- ・事業提案等調整業務及び建築設計者審査支援の実施にあたって、本市と打ち合わせ協議を行うとともに、業務終了後、設計者選定支援業務全体に関する業務報告を行うこと。
- ・回数は3回程度と見込む。

(3) 設計者選定支援報告書の作成、提出

- ・業務受託者は、設計者選定支援業務に関する報告書（設計者選定支援報告書）を設計者選定支援業務終了後に本市に提出すること。
- ・また、本市は必要があると認めるときは、設計者選定支援報告書の内容又はそれに関連する事項について、業務受託者に対して報告又は口頭による説明を求めることができる。

(4) 再委託について

- ・業務受託者は、設計者選定支援業務を包括的に第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部については、専門事業者（建築設計事務所等）に委託又は請け負わせることを可能とするが、再委託する業務範囲及び業者について、事前に本市の承諾を得ること。